

公の施設における使用料等の算定基準

令和3年2月策定

令和3年11月改正

鎌倉市共生共創部行政マネジメント課

目次

1	基本的な考え方	3
(1)	統一基準の必要性	3
(2)	使用料等算定の基本方針	3
(3)	対象施設	4
2	公の施設の性質分類と負担割合の設定	5
(1)	サービスの性質に基づく分類	5
(2)	受益者負担割合	5
(3)	文化施設における特例	6
3	使用料等の算定方法	7
(1)	原価の考え方	7
(2)	使用料等の算定方式	8
(3)	使用料等の算定にあたっての留意事項	8
4	減額・免除の考え方	9
(1)	使用料等の減免	9
(2)	統一的な減免基準の作成	9
5	その他考慮すべき事項	10
(1)	料金の調整	10
(2)	市外在住者の使用料等の設定	10
(3)	日別、時間帯、利用目的等による使用料等の設定	10
(4)	消費税との関係	10
(5)	段階的な見直し	10

1 基本的な考え方

(1) 統一基準の必要性

本市の公の施設¹における使用料²及び利用料金³（以下「使用料等」という。）は、施設を利用する方（以下「受益者」という。）に、受益の範囲内で、使用料等を負担していただくことを基本的な考え方（受益者負担の原則）としていますが、使用料等の算定に係る明確な基準がないことから、算定方法や改定の時期などについて、施設毎の水準に差が生じています。

受益と負担の公平性や公正性を確保し、市民や受益者から理解が得られる合理的な料金設定を行うためには、統一的な基準を定める必要があります。

(2) 使用料等算定の基本方針

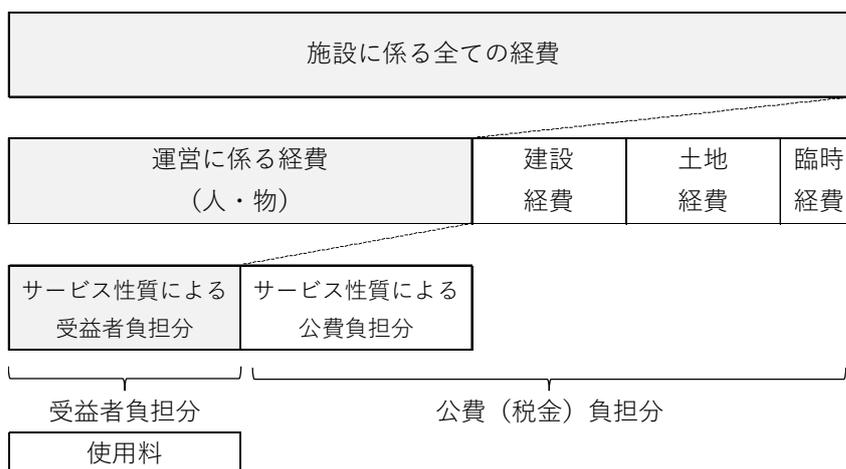
ア 受益者負担の原則

受益者には、施設を利用する方と利用しない方の負担の公平を図る観点から、公の施設の運営に係る対価とし、使用料等を負担していただいているものであり、受益の範囲内において料金を設定します。また、公の施設が提供するサービスの公共性の程度に基づいて、税で負担すべき部分と利用者が負担すべき部分との均衡を図ります。

イ 算定方法の明確化

公の施設の運営に係る費用（以下「原価」という。）を算出し、これを使用料等の算定根拠とします。また、税負担と受益者負担との均衡を図るため、公の施設が提供するサービスを性質別に分類し、分類毎の受益者負担割合を設定します。

【算定方法のイメージ】



¹公の施設：普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。（地方自治法第244条）

²使用料：地方自治法第225条の規定に基づき、公の施設の利用について、使用者又は利用者からその対価として徴収するもので、条例で定められている料金

³利用料金：地方自治法第244条の2の規定に基づき、指定管理者の管理する公の施設の利用について、指定管理者が収入として収受するもので、条例の定めるところにより指定管理者が定める料金

ウ 経費削減に向けた取組と使用料の見直し

経費削減に向けた不断の取組みによりコストを削減したうえで負担を求めることが、適正な受益者負担を確保するために不可欠です。施設運営に係る経費を適切に反映するため、使用料等については、概ね3年ごとに見直しを行います。ただし、指定管理者制度導入施設等では、指定管理期間や社会情勢等も考慮しながら行うこととします。

(3) 対象施設

対象施設は、地方自治法第244条における公の施設のうち、使用料（利用料金を含む）を徴収している施設とします。ただし、以下に該当する施設や占有料、目的外使用料（類するものを含む）等については対象外とします。

ア 法令等で徴収できない施設 【例】学校、図書館

イ 他に基準額が存在する施設 【例】保育園、あおぞら園、市営住宅

ウ 特別会計、企業会計に係る施設 【例】下水道施設

エ その他独立採算を目指すべき施設や、本考え方による使用料等の算定に馴染まない施設
【例】自転車駐輪場

2 公の施設の性質分類と負担割合の設定

(1) サービスの性質に基づく分類

対象とする施設が提供するサービスの性質により、受益者負担の割合を設定することで、サービスの種類に応じた税負担と受益者負担の均衡を図ります。

ア 日常生活における必要性の程度（必需性）

日常生活を営む上で、必要不可欠なサービスを提供する施設（必需的な施設）は、市民の必要性が高く、より多くの公費（税）を投入して、市民全体で支えるサービスであると考えられます。

一方、生活の快適性の向上など、個人の意思で利用するサービスを提供する施設（選択的な施設）は、公費（税）による負担は、より少なくても良いサービスであると考えられます。

イ 民間における類似サービスの提供の程度（公益性）

民間では提供が難しいサービスを提供する施設や本市の魅力を広く伝える施設（公益的な施設）は、より多くの公費（税）を投入して、市民全体で支えるサービスであると考えられます。

一方、民間でも同種・類似するサービスを提供する施設（私益的な施設）は市場代替性が高く、公費（税）による負担は、より少なくても良いサービスであると考えられます。

(2) 受益者負担割合

サービスの性質である「必需性（選択性）」、「公益性（私益性）」について、その程度を3分割し、9分類としたうえで、受益者負担割合については5段階（0%、25%、50%、75%、100%）に区分します。

<標準的な負担割合と施設例>

※本基準の対象外施設

提供するサービスの必要性（選択性）	必需的	受益者負担：50%	受益者負担：25%	受益者負担：0% (学校、図書館等※)
	↔	受益者負担：75%	受益者負担：50% 各会議室、ホール等 放課後児童クラブ	受益者負担：25% 文化施設（博物館）
	選択的	受益者負担：100% トレーニング施設	受益者負担：75% 運動施設	受益者負担：50% 文化施設（博物館以外）
		私益的	↔	公益的

提供するサービスの公益性（私益性）

- 利用者負担が低く、市の負担が高くて良いと考えられるもの（受益者負担：25%）
文化施設（博物館）
- 利用者負担と市の負担が半々程度で良いと考えられるもの（受益者負担：50%）
各施設の集会室・会議室・ホール等、放課後児童クラブの利用料
文化施設（博物館以外）の入館料
- 利用者負担が高く、市の負担が低くて良いと考えられるもの（受益者負担：75%）
運動施設（体育館、武道館、野球場等）の利用料
- ほぼ全額利用者負担で良いと考えられるもの（受益者負担：100%）
運動施設のうち個人トレーニング室の利用料

（3） 文化施設における特例

文化施設における展示などは、地域の歴史や文化の価値と魅力を市民と広く共有し、文化芸術活動の推進に繋がるだけでなく、その歴史や文化がまちの特性にも強く影響していることをあらためて市民に伝える効果があります。

市民がそれらに触れる機会をより多く創出することは、市民が歴史を継承し、文化を創造するまちづくりの主役となるための取組みの1つであると考え、上記に関わらず、原則、市民からは観覧に係る料金を徴収せずに運営することを目指します。

3 使用料等の算定方法

(1) 原価の考え方

公の施設の利用に伴う経費には、施設の維持管理・運営に係る経常的な経費（人件費を含む）と、施設の整備に係る投資的な経費がありますが、使用料等を算定する原価には、投資的な経費に含まないこととします。また、経常的な経費でも、受益者が特定されている経費は、原価には含まないこととします。

ア 原価に算定する経費

人に係る費用	人件費	施設の管理運営に、直接従事する職員（会計年度任用職員を含む）
物に係る費用	需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等）	施設運営、施設で提供するサービスに係るもの
	役務費（通信運搬費、手数料、保険料等）	施設運営、施設で提供するサービスに係るもの
	委託料	清掃、警備、機器保守等、施設運営に係るもの
	使用料・賃借料	リース料等、施設運営に係るもの
	その他の経費	その他受益者が負担すべきと考えられる施設運営、施設で提供するサービスに係るもの

※ 原則、指定管理者制度導入施設の場合は、指定管理者選定の際に設計した、施設の維持管理・運営に係る経費を対象原価に加えます。

イ 原価に算定しない費用

物に係る費用	施設の建設（大規模改修）に係る費用（減価償却費を含む）	公の施設は市民全体の財産として、誰もが受益者になり得るため
	土地の取得に係る経費	土地は時間の経過等により、価値が減少しない資産のため
	臨時的な対応に伴う経費	災害時対応等、臨時的な対応に伴う経費は提供するサービスとは目的が異なるため
	受益者が特定されている経費（講座等に使用する教材等に係る経費等）	受益者が特定されている経費は、特定の受益者が負担するものであるため

4 減額・免除の考え方

(1) 使用料等の減免

これまで使用料等の減額・免除（以下「減免」という。）を行うことで、市の施策の推進や各種団体活動の活性化に一定の成果を上げてきました。しかしながら、施設毎に、減免に係る取り扱いを定めてきたことから、市民にとって分かりづらい状況となり、結果として、減免を受けるものと受けないものとの間における不公平が生じている可能性があります。

【参考】現在の減免基準の一例

○ 団体が施設を利用する場合

- ・ 市が主催（委託）する事業に使用する場合、免除
- ・ 市が共催する事業に使用する場合、減額
- ・ 国又は他の地方公共団体が主催する行事等のために使用する場合、減額
- ・ 市内小中学校、幼稚園、保育所が保育・教育目的で利用するとき
 - 市立の小中学校、保育所の場合、免除
 - 市立小中学校以外の市内の学校、幼稚園、保育園の場合、減額
- ・ その他、文化、スポーツ振興、地域振興といった目的が適切だと認められる場合、減額

○ 個人が施設を利用する場合

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（介助者を含む）が使用する場合、免除

(2) 統一的な減免基準の作成

減免基準を一斉に統一することは行いませんが、受益者負担の原則の観点から、減免は、公共、公益上の使用に限る等、あくまでも特例措置としての適用に限定することとし、今後、市としての公平性・公正性を確保するため、同種・類似のサービスを提供する施設において不統一な扱いがないよう、減免規定の整理を進めていきます。

5 その他考慮すべき事項

(1) 料金の調整

各施設の設置経緯、社会状況の変化、公の施設に係る本市の行政計画や社会的要請を特別に考慮する必要がある場合には、他の類似施設の使用料等との均衡を考慮した上で、使用料等を調整することができるものとします。

また、算出した使用料等が、近隣自治体や民間施設に比べて極端に高い・安いことで、利用の低下や民業圧迫の恐れがある場合、使用料等を調整することができるものとします。

(2) 市外在住者の使用料等の設定

公の施設は、市民全体の財産として、誰もが受益者になり得るため、投資的な経費については受益者負担を求める原価からは除いていますが、この投資的な経費は、公費（税）として市民が負担をしています。

施設の利用にあたっては、市外利用者の方にも、使用料等を負担していただいておりますが、この投資的な経費については、公費（税）として負担をしていません。

このため、受益者負担の原則の観点から、市外の利用者、団体の利用について、施設の利用者又は利用団体の住所、所在地が市外の場合は、通常料金の2倍の範囲内において市外料金を設定することができるものとします。

(3) 日別、時間帯、利用目的等による使用料等の設定

休日、夜間など、特定の日や時間帯に利用が集中し、それ以外の日や時間帯の稼働率と比べ極端に差がある施設については、利用者の分散化、稼働率の向上を図るなどの観点から、各施設の利用状況、利用実態を踏まえ、日別、時間帯別に料金を設定できるものとします。

また、別の利用者から料金を徴収する場合、業としての写真、映画撮影等を行う場合には、本基準とは別に料金を設定できるものとします。

(4) 消費税との関係

国からの通知では、消費税率が引上げとなる場合は、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、公の施設の使用料を改訂することが望ましいとされています（平成31年4月18日総務省通知）。今後、消費税率が引き上げとなる場合、施設運営に係る経費も増えることから、引上げ前の段階で消費税率の変更を踏まえた原価を算出し、使用料の見直しを行うこととします。

(5) 段階的な見直し

使用料等の改定により、現行の使用料等を大幅に上回り、利用者の負担が急激に増大する施設があることも想定されます。市民に受益者負担の考え方を理解していただくためにも、急激な利用者の負担増を避ける必要があることから、使用料等の見直しにあたっては、原則、現行料金の1.5倍を改定上限とし、定期的な見直し時期等にあわせて段階的に改定するものとします。

また、現在、使用料等が無料の施設についても、使用料を設定することが適切であるか否かについて、施設の役割等も考慮しながら、引き続き、検討を進めていきます。